（５）財政運営上のポジションを示す指標（ＩＭＦコード2.1.5、3.2.3、3.2.4）

＜ＩＭＦ等の要請＞

ＩＭＦマニュアルは、

ア．全てのレベルの政府が統一的な分類を使って財政データを公表すること、あるいは中央政府の年次予算において全ての政府を含めた連結財務ポジションが示されること　［最優良慣行］

イ．公企業が広範な擬似財政活動を行っている場合は、公的企業を含めた公的部門（the public sector）全体の収支も報告すべきこと　［優良慣行］

ウ．ＧＦＳ（ＳＮＡとほぼ同じ）ベースの一般政府の総合収支を政府の財政ポジションの標準的指標とすべきであること、更に必要に応じて、プライマリー収支、構造収支等の指標で補完すべきであること　［優良慣行］

を推奨する。

政府の活動は、中央及び地方、公企業や特殊法人・エージェンシーなど広範囲に及んでいる。しかし、議決される中央政府の予算がこうした政府活動を全て網羅しているわけではなく、予算上の収支だけでは政府全体の活動を捉えることができない。そこで、広範な政府活動を連結で捉えて財政ポジションを明らかにするためには、予算上の収支とは別の指標が必要となる。

＜諸外国の取組み＞

各国において、財政運営上、重要な政策指標として取り扱われる収支尻は、表Ⅳ－２－19 の通りである。

表Ⅳ－２－19　財政運営上、重要な政策指標として取り扱われる収支尻

国　名	区分（注）	名　　称	対　象　範　囲	会計方針		備　　考
				発生	現金	
米　国	A	オン・バジェット収支 (On-budget Balance)	連邦政府の オン・バジェット (公企業含む)		○	
	B	統合収支 (Unified Balance)	連邦政府の統合予算 (予算外、公企業を含む)		○	
	C	構造的収支 (Structural balance)			○	統合収支を補完
英　国	B	経常的収支 (Surplus on current budget)	公共部門全体 （中央政府、地方政府、公企業）	○		経常勘定についての収支 国民経済計算ベース
	B	公共部門純借入 (Public sector net borrowing)		○		経常勘定と資本勘定を統合した収支 国民経済計算ベース
	B	公共部門純借入所要額 (Public sector Net Cash Requirement)			○	現金ベースの 公共部門純借入
	C	多数あり(表Ⅳ－２－23 参照)				
仏	A	総合収支尻	中央政府 （社会保障基金は対象外）		○	
	B	一般政府純借入 (General government Net borrowing)	一般政府		○	国民経済計算ベース
ＳＷ	A	予算収支 (Budget Balance)	中央政府 （社会保障基金は対象外）		○	
	B	一般政府純借入 (General government Net borrowing)	一般政府		○	国民経済計算ベース
	C	構造的収支 (Structural balance)	一般政府	○		一般政府財政収支を補完
豪　州	A・B	連邦一般政府純借入 (Net borrowing)	連邦の一般政府[注49]	○		ＧＦＳベース
		基礎現金収支 (Underlying cash balance)			○	現金ベースの 連邦一般政府純借入
	C	ヘッドライン現金収支 (Headline cash balance)			○	基礎現金収支を補完
ＮＺ	B	運営収支 (Operating balance)	中央政府，公企業	○		
	C	ＯＢＥＲＡＣ		○		運営収支を補完
	C	構造的収支 (Structural balance)		○		運営収支を補完
韓　国	B	中央政府総財政収支	中央政府		○	
日　本	A・B	一般会計の収支尻 (公債金収入)	中央政府の一般会計		○	
	C	一般政府純借入	一般政府		○	国民経済計算ベース
	C	プライマリーバランス	中央政府の一般会計		○	
			中央政府、地方政府		○	国民経済計算ベース
	C	財政資金対民間収支	公共部門全体 （中央政府、地方政府、公企業）		○	

(注)区分のＡは、予算上の収支尻。Ｂは、政府の財政運営の中心となる収支尻。Ｃは、Ａ・Ｂを補完する収支尻。

注49　豪州の「連邦の一般政府」は、連邦部門を連邦政府・非金融公企業・公的金融機関に区分した場合の連邦政府のことを指す。

まず、予算上の収支を、予算文書の「財政見通し」においてその動向が重点的に説明される等、財政運営上重要な政策指標として取扱われる収支尻（以下、重要指標）として活用するかどうかについて考える。予算上の収支を重要指標として活用するのは、米国、フランス、スウェーデン、豪州であるのに対し、英国、ＮＺでは、予算上の収支は重要指標として扱われていない。

米国の重要指標には、予算上の収支であるオン・バジェット収支と、それにオフ・バジェットを含めた収支である統合収支がある。1998 年度、統合収支は黒字になったが、それはオフ・バジェットである社会保障信託基金の黒字が寄与しており、それを除いたオン・バジェット収支は赤字であった。将来的にはオフ・バジェットである社会保障信託基金の黒字は減少していくので、長期にわたって財政を維持するために、オン・バジェット収支を改善していくことが求められている[注50]。

次に、重要指標の中でも、特に財政運営の中心となる収支尻（以下、中心指標という）について考えると、各国の相違点は、対象とする範囲、国民経済計算（ＳＮＡ等）の使用、会計基準の３つがあげられる。

第１に、対象とする範囲について見ると、英国は公共部門全体（一般政府と公企業）、フランス、スウェーデンは一般政府、米国、ＮＺは中央（連邦）政府と公企業、豪州、韓国は連邦（中央）政府となっている。政府のレベルは、中央（連邦）政府を対象とする国が多いが、英国、フランス、スウェーデンでは、地方政府も対象に含まれる。これは、ＥＵのマーストリヒト条約における通貨統合への参加の条件の一つが「原則として地方政府を加えた一般政府の財政赤字はＧＤＰの３％、債務残高（グロス）はＧＤＰの 60％を超えないこと」であることと関連している。公企業が対象に含まれるのは、米国、英国、ＮＺの３ヶ国である。英国では、中央政府の公企業だけでなく、地方政府の公企業も対象に含まれており、中心指標が対象とする範囲は、最も広くなっている。

豪州、韓国について補足する。豪州の予算文書は、連邦政府の予算年度の計画を説明するものであり、豪州の中心指標が対象とする範囲は、連邦政府となっている。ただし、豪州の予算文書では、連邦政府の財政動向とは別に、連邦の公企業、州・地方政府、州・地方の公企業を対象範囲に含めた「公的部門財政の動向(Trends in Public Sector Finance)」についても説明されている。「公共部門財政の動向」では、主要計数である歳入・歳出総額、収支尻、純負債等について、連邦政府、州・地方政府、連邦の公企業、州・地方の公企業の４つに区分して、ＧＦＳベース

注50　90 年 11 月に成立したＯＢＲＡ90 では赤字目標額が定められていたが、赤字目標の対象となる収支は統合収支ではなく、オン・バジェット収支であった。ただし、ＯＢＲＡ90 における赤字目標額は、最新の経済見通しによって改訂されるもので、固定的な目標ではなかった。

で、それぞれの近年の動向が説明されており、公共部門全体の包括的な分析がなされている（例は、表Ⅳ－２－20～22 及び図Ⅳ－２－１を参照）。また、予算文書の一部である「ＧＦＳ諸表（Government Finance Statistics Statements）」では、連邦政府、連邦の公企業全体、両者を連結した連邦の非金融公的部門（Non-financial public sector）を対象として、主要計数を細目に分類して示すＧＦＳ諸表が公表されている。このうち、非金融公的部門のＧＦＳ諸表は、民間会計でいえば、連邦政府を親会社とし公企業を子会社とする連結財務諸表といえる（例は、表Ⅳ－２－23～25 参照）。

韓国の総財政収支は、一般会計、５の公企業特別会計、18 の特別会計、43 の予算外基金を連結している。総財政収支は、43 の予算外基金を連結対象に含んでいるが、韓国では 43 の予算外基金の他に、議会の承認を必要とせず各省庁の許可だけで支出できる予算外の 18 の公基金があり、これらは総財政収支の対象には含まれていない。従って、総財政収支は、予算外基金を含めた指標であるが、中央政府が行う活動を完全に連結したものにはなっていない。

表Ⅳ－２－20　豪州の連邦／州・地方別の歳入・歳出・収支尻（一般政府部門）(a)

(per cent of GDP)

	Commonwealth			State/local			Consolidated(b)		
	Revenue	Expenses	Fiscal balance(c)	Revenue	Expenses	Fiscal balance(c)	Revenue	Expenses	Fiscal balance(c)
1996-97	26.6	27.4	-0.8	na	na	na	na	na	na
1997-98	26.0	26.3	-0.3	na	na	na	na	na	na
1998-99	25.5	24.6	0.6	18.3	17.4	0.4	38.1	36.2	1.0
1999-2000	26.3	24.4	2.1	17.8	16.9	0.3	38.5	35.5	2.4
2000-01(e)	24.0	23.4	0.8	17.4	17.0	-0.1	38.2	37.2	0.7
2001-02(e)	**22.6**	**22.9**	**-0.1**	**16.8**	**16.4**	**-0.1**	**36.2**	**36.1**	**-0.2**
2002-03(p)	22.1	22.4	-0.2	na	na	na	na	na	na
2003-04(p)	22.2	21.9	0.3	na	na	na	na	na	na
2004-05(p)	22.1	21.4	0.8	na	na	na	na	na	na

(a) Data are sourced from the ABS 2000-01 Government Financial Estimates and Treasury estimates.
(b) Consolidated government includes Commonwealth and State/local governments and universities.
(c) The fiscal balance is equal to revenue less expenses less net capital investment which is not shown in this table.
(e) Estimates.　(p) Projections.　na　Data not available.

表Ⅳ－２－21　豪州の連邦／州・地方別の歳入・歳出・収支尻（非金融公企業部門）(a)

(per cent of GDP)

	Commonwealth			State/local			Consolidated(b)		
	Revenue	Expenses	Fiscal balance(c)	Revenue	Expenses	Fiscal balance(c)	Revenue	Expenses	Fiscal balance(c)
1996-97	5.2	4.9	-0.1	na	na	na	na	na	na
1997-98	5.2	4.8	0.4	na	na	na	na	na	na
1998-99	4.7	4.4	-0.1	6.1	6.3	-0.6	10.8	10.7	-0.7
1999-2000	4.0	3.7	0.2	5.5	5.3	0.4	9.5	9.0	0.6
2000-01(e)	4.1	3.3	0.5	5.0	4.9	0.0	9.1	8.3	0.5
2001-02(e)	**3.9**	**3.2**	**0.6**	**na**	**na**	**na**	**na**	**na**	**na**

(a) Data are sourced from the ABS 2000-01 Government Financial Estimates and Treasury estimates.
(b) Consolidated government includes Commonwealth and State/local governments and universities.
(c) The fiscal balance is equal to revenue less expenses less net capital investment which is not shown in this table.
(e) Estimates.　na Data not available.

表Ⅳ－２－22　豪州の連邦／州・地方別の歳入・歳出・収支尻（一般政府と非金融公企業を連結）(a)

(per cent of GDP)

	Commonwealth			State/local			Consolidated(b)		
	Revenue	Expenses	Fiscal balance(c)	Revenue	Expenses	Fiscal balance(c)	Revenue	Expenses	Fiscal balance(c)
1996-97	na	na	-0.9	na	na	na	na	na	na
1997-98	na	na	0.1	na	na	na	na	na	na
1998-99	29.5	28.4	0.5	22.1	21.4	-0.2	45.9	44.0	0.3
1999-2000	29.8	27.4	2.3	21.4	20.2	0.7	45.4	41.7	3.0
2000-01(e)	27.4	26.1	1.3	20.6	20.1	-0.1	44.8	43.0	1.2
2001-02(e)	**26.0**	**25.6**	**0.5**	**na**	**na**	**na**	**na**	**na**	**na**

(a) Data are sourced from the ABS 2000-01 Government Financial Estimates and Treasury estimates.
(b) Consolidated government includes Commonwealth and State/local governments and universities.
(c) The fiscal balance is equal to revenue less expenses less net capital investment which is not shown in this table.
(e) Estimates.　na Data not available.

(出所)　Treasury, “Budget Paper 2001－02 No.1 ”

図Ⅳ－２－１　豪州の部門別及び連邦／州・地方別の基礎現金収支の動向（グラフ）

A：一般政府部門

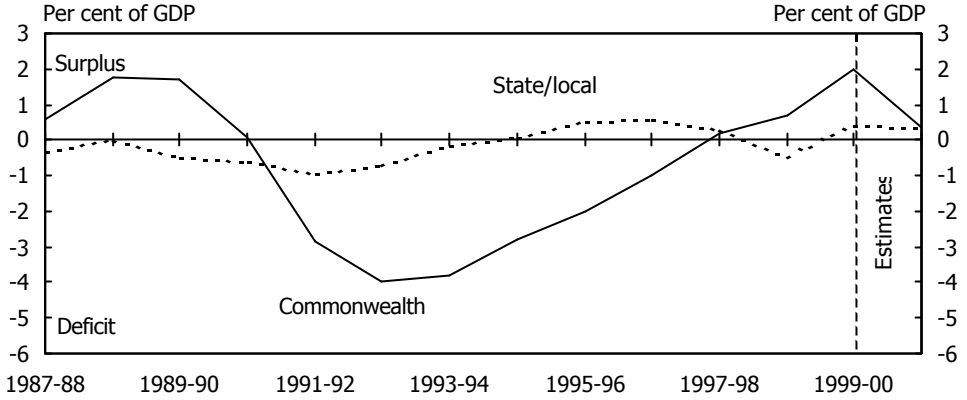

B：非金融公企業部門

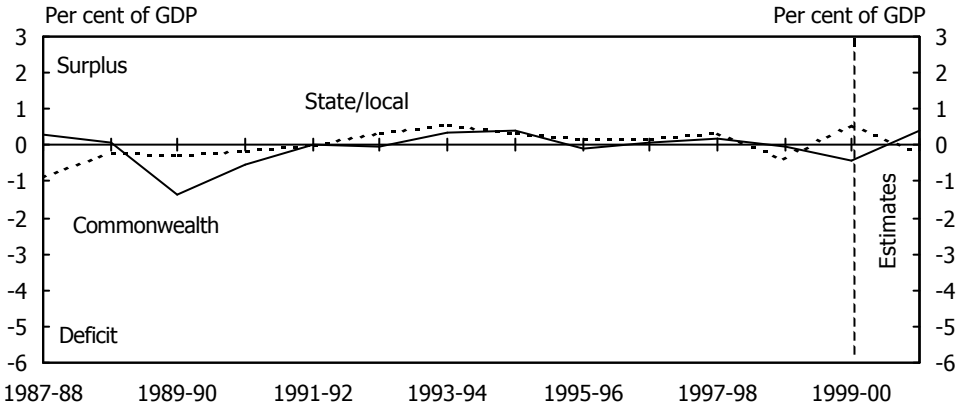

C：非金融公的部門（ＡとＢを連結）

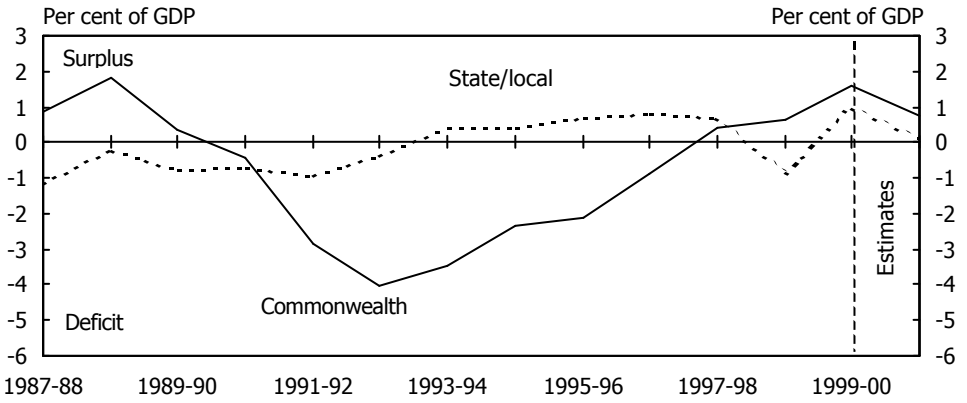

（出所）　Treasury, “Budget Paper 2001－02 No.１”

表Ⅳ－２－23　豪州のＧＦＳ諸表の例（連邦政府の一般政府）

	General Government				
	2000-01	2001-02	2002-03	2003-04	2004-05
	$m	$m	$m	$m	$m
GFS revenue					
Taxation revenue	174,572	174,248	183,713	195,834	207,435
Current grants and subsidies	0	0	0	0	0
Sales of goods and services	2,711	2,844	2,884	2,904	2,931
Interest income	1,173	996	972	1,195	1,951
Dividend income	2,215	4,698	3,169	3,067	2,613
Other	4,238	3,534	3,335	3,379	3,327
Total GFS revenue	**184,909**	**186,320**	**194,073**	**206,378**	**218,257**
GFS expenses					
Gross operating expenses					
Depreciation	1,418	1,441	1,513	1,578	1,581
Superannuation	1,477	1,558	1,488	1,553	1,505
Salaries and wages	9,038	9,380	9,357	9,489	9,856
Payment for supply of goods and services	34,143	35,721	37,190	38,998	40,657
Other operating expenses	1,892	2,077	2,217	2,271	2,184
Total gross operating expenses	**47,968**	**50,177**	**51,765**	**53,890**	**55,782**
Nominal superannuation interest expense	4,480	4,287	4,454	4,609	4,594
Other interest expenses	5,984	5,385	5,169	4,674	4,292
Other property expenses	0	0	0	0	0
Current transfers					
Grant expenses	55,481	59,878	62,027	64,392	66,660
Subsidy expenses	3,579	3,902	4,102	4,186	4,257
Direct personal benefit payments	61,036	61,412	65,450	69,354	73,117
Other current transfers	0	0	0	0	0
Total current transfers	**120,096**	**125,193**	**131,579**	**137,932**	**144,033**
Capital transfers(a)	2,925	3,314	3,017	2,842	2,858
Total GFS expenses	**181,453**	**188,355**	**195,983**	**203,947**	**211,559**
Net operating balance	**3,456**	**-2,035**	**-1,910**	**2,431**	**6,699**
Net acquisition of non-financial assets					
Gross fixed capital formation	960	231	1,251	1,298	1,169
less Depreciation	1,418	1,441	1,513	1,578	1,581
plus Change in inventories	118	86	56	363	311
plus Other movements in non-financial assets	-1,628	-76	-158	-348	-135
Total net acquisition of non-financial assets	**-1,968**	**-1,201**	**-364**	**-266**	**-236**
Net lending/fiscal balance(b)	**5,424**	**-834**	**-1,546**	**2,697**	**6,935**

(a) Grants that are ultimately used for capital projects. This is the first Budget where all such grants have been identified and separated from current grants.

(b) GFS net lending also equals net transactions in financial assets less net transactions in liabilities. The term 'fiscal balance' is not used by the ABS.

（出所）　Treasury, "Budget Paper 2001-02 No.1"

表Ⅲ－２－24　豪州のＧＦＳ諸表の例（連邦政府の非金融公企業）

	Public non-financial corporations	
	2000-01	2001-02
	$m	$m
GFS revenue		
Current grants and subsidies	227	228
Sales of goods and services	27,136	27,332
Interest income	87	81
Other	36	40
Total GFS revenue	**27,486**	**27,680**
GFS expenses		
Gross operating expenses		
Depreciation	3,646	4,264
Other operating expenses	13,978	14,033
Total gross operating expenses	**17,625**	**18,298**
Interest expenses	1,053	1,086
Other property expenses	1,156	1,284
Current transfers		
Tax expenses	2,593	2,128
Other current transfers	0	0
Total current transfers	**2,594**	**2,128**
Capital transfers	0	0
Total GFS expenses	**22,427**	**22,795**
Net operating balance	**5,059**	**4,885**
Net acquisition of non-financial assets		
Gross fixed capital formation	5,142	4,843
less Depreciation	3,646	4,264
plus Change in inventories	50	-4
equals Total net capital formation	1,546	576
plus Other movements in non-financial assets	337	-30
Total net acquisition of non-financial assets	**1,882**	**546**
Net lending/fiscal balance(b)	**3,177**	**4,339**

(b) GFS net lending also equals net transactions in financial assets less net transaction in liabilities. The term 'fiscal balance' is not used by the ABS.

（出所）　Treasury, "Budget Paper 2001-02 No.1"

表Ⅳ－２－25　豪州のＧＦＳ諸表の例（連邦政府の非金融公的部門）

	Total non-financial public sector	
	2000-01	2001-02
	$m	$m
GFS revenue		
Taxation revenue	171,978	172,120
Current grants and subsidies	0	0
Sales of goods and services	29,847	30,176
Interest income	1,205	1,021
Dividend income	805	3,196
Other	4,274	3,574
Total GFS revenue	**208,109**	**210,087**
GFS expenses		
Gross operating expenses		
Depreciation	5,064	5,705
Superannuation	1,480	1,559
Salaries and wages	9,038	9,380
Payment for supply of goods and services	34,143	35,721
Other operating expenses	14,457	14,607
Total gross operating expenses	**64,182**	**66,972**
Nominal superannuation interest expense	4,480	4,287
Other interest expenses	6,981	6,415
Other property expenses	1,156	1,284
Current transfers		
Grant expenses	55,481	59,878
Subsidy expenses	3,351	3,674
Personal benefit payments in cash	61,036	61,412
Other current transfers	0	0
Total current transfers	**119,869**	**124,964**
Capital transfers	2,925	3,314
Total GFS expenses	**199,594**	**207,237**
Net operating balance	**8,515**	**2,850**
Net acquisition of non-financial assets		
Gross fixed capital formation	6,103	5,074
less Depreciation	5,064	5,705
plus Change in inventories	168	82
plus Other movements in non-financial assets	-1,292	-106
Total increase in net non-financial assets	**-86**	**-655**
Net lending/fiscal balance(a)	**8,600**	**3,505**

（a） GFS net lending also equals net transactions in financial assets less net transaction in liabilities. The term 'fiscal balance' is not used by the ABS

（出所） Treasury, "Budget Paper 2001-02 No.1"

第２に、国民経済計算（ＳＮＡ）の使用である。いずれの国でも、国民経済計算を公表しているが、財政運営と国民経済計算をリンクさせるかどうかは国によって異なる。各国の予算文書において、国民経済計算による財政ポジションを示すのは、英国、フランス、スウェーデン、豪州である。この４ヶ国が使用する国民経済計算体系は異なっており、英国、フランス、スウェーデンは、ＥＳＡ95 ベース、豪州は、ＧＦＳベースとなっている。４ヶ国では、国民経済計算ベースの収支尻を中心指標とすることによって、政府活動が他の経済にあたるマクロの影響を重視

しながら、政策運営を進めているといえる。

また、豪州では、ＩＭＦマニュアルが推奨するように、全てのレベルの政府（連邦政府、州・地方政府）及び公企業が統一的な分類[注51]であるＧＦＳを使って財政データを編纂しており、公共部門全体を完全に連結した財務ポジションが公表されている（表Ⅳ－２－26）。

表Ⅳ－２－26　豪州の公共部門全体の財政ポジションの報告

OPERATING RESULTS - 2000-01

	一般政府	非金融公共部門 一般政府に 非金融公企業を連結	公共部門全体 非金融公共部門に 公的金融機関を連結
	$m	$m	$m
All Australian governments			
GFS Revenue	256,855	300,997	310,671
GFS Expenses	248,916	290,660	299,688
GFS Net Operating Balance	7,939	10,337	10,983
Net acquisition of non-financial assets	3,202	4,508	4,487
GFS Net Lending(+)/Borrowing(-)	4,737	5,829	6,496
Commonwealth government			
GFS Revenue	185,379	206,316	209,998
GFS Expenses	180,572	200,293	203,002
GFS Net Operating Balance	4,807	6,022	6,996
Net acquisition of non-financial assets	-1,168	-118	-143
GFS Net Lending(+)/Borrowing(-)	5,976	6,141	7,140
State and local governments			
GFS Revenue	114,496	137,875	143,937
GFS Expenses	111,351	133,266	139,621
GFS Net Operating Balance	3,145	4,609	4,316
Net acquisition of non-financial assets	4,044	4,308	4,312
GFS Net Lending(+)/Borrowing(-)	-900	302	4
Multi-jurisdictional(a)			
GFS Revenue	9,683	. .	. .
GFS Expenses	9,330	. .	. .
GFS Net Operating Balance	353	. .	. .
Net acquisition of non-financial assets	326	. .	. .
GFS Net Lending(+)/Borrowing(-)	27	. .	. .

（出所）　豪州統計局（Australian Bureau of Statistics）ホームページより作成

注51　豪州では、連邦と州・地方における財政報告について取り決めた「統一報告基準(Uniform Presentation Framework:ＵＰＦ)」が存在する。これは、1991年に、首相・州知事会議において定められたものであり、財務報告を豪州全政府で統一することを定め、政府間の比較とアカウンタビリティの向上を目指したものである。

第３に、会計方針によるものである。各国の中心指標の基となる会計方針は、米国、フランス、スウェーデン、韓国は、現金主義、英国、豪州は、発生主義と現金主義の併用、ＮＺは発生主義となっている。英国、豪州、ＮＺの３ヶ国は、近年、予算・会計報告を現金主義から発生主義に変更したが、英国、豪州では、現在でも中心指標は、発生主義によるものと従来の現金主義によるものを併用している[注52]。例えば、豪州では、発生主義による純貸出(Net lending)と現金主義による基礎現金収支(Underlying Cash Balance)を併用している。純貸出は、政府の貯蓄投資差額を示しており、経済に対する政府予算の影響を測る尺度として適した指標である。基礎現金収支[注53]は、民間会計でいえば、「フリー・キャッシュフロー」と似た概念のものであり、純貸出を現金の出入りから見た指標である。豪州は、1999 年度に、予算を発生主義に会計方針を変更したが、それまでは基礎現金収支が財政収支として使用されていた。豪州では発生主義を採用しているものの、従来と同様に現金の出入りも見ていくため、また、過去からの一貫したベースで財政収支のトレンドを見ていくため、今後も、基礎現金収支が、純借入と併用されると思われる。また、発生主義を採用する場合、資産・負債の時価評価が財政収支に影響を与える可能性がある。そのため、ＮＺでは、年金資産などの時価評価がオペレーティング収支に与える影響を除いたＯＢＥＲＡＣという指標を開発しており、それを補完的指標として活用している(ＯＢＥＲＡＣの詳細は、BOXⅣ－２－６参照)。

注52　ＮＺでは、政策運営上、重要な政策指標として取り扱われる収支尻には、現金主義に基づくものはないが、ＮＺでは、キャッシュフロー計算書が作成されており、キャッシュフロー自体は管理されている。

注53　基礎現金収支は、「運営活動からの純キャッシュフロー」＋「非金融資産の投資からの純キャッシュフロー」－「ファイナンスリースによる資産の取得及び同様の調整」で求められる。

BOXⅣ－２－６　ＮＺのＯＢＥＲＡＣ

(Operating Balance Excluding Revaluations and Accounting Policy Changes)

運営収支から、再評価と会計方針の変更を取り除いた指標。従って、構造的収支のように、景気循環要因を取り除いたものではない。

歳入総額、歳出総額の差額である運営収支は、歳入総額、歳出総額と比べると小さいため、再評価は著しく運営収支に影響を与える。ただし、再評価は、不確実な要因によって発生するものであり、将来の見通しをたてるものではないため、事後的な指標といえる。

ＯＢＥＲＡＣは次の再評価の影響を調整して計算されている。

- 年金債務、社会保障基金債務、ＮＺ年金資産の正味現在価値
- 譲渡可能債券など、マーケットで評価される金融資産、負債
- 資産売却による利益もしくは損失。簿価より高い価格もしくは低い価格で資産を売却した場合、期末に再評価される
- 資産や負債の認識についての会計方針の変更

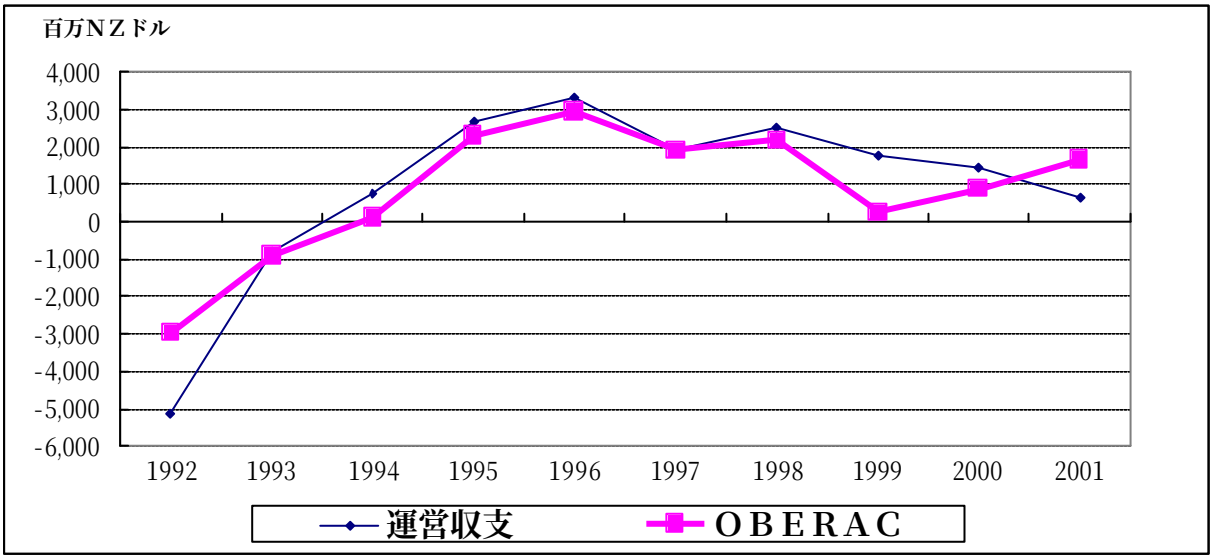

(出所)　Treasury, “Economic and Fiscal Update 2001”により作成

最後に、多くの国に共通する点として、米国、スウェーデン、ＮＺで、構造的収支が使われているように、中心指標を他の指標で補完していることがあげられる。多くの国の財政ルールは、景気の循環を通じて、財政収支を一定の水準に保つことである。この財政ルールを遵守するためには、まず景気要因を除いた収支を一定水準に保つことが前提となる。それゆえ、各国は、構造的収支を用いて、財政収支の変動について景気循環要因かそれ以外の要因かを分析している。

更に、英国は、中心指標及び多くの補完的指標について、それぞれが持つ目的毎に分類した上でわかりやすく公表している。目的には、公正さと慎重さ(Fairness and prudence)、長期持続可能性(Long-term sustainability)、経済に与える影響（Economic impact)、借入・調達（Financing)、ＥＵ公約（European commitment）の５つがあげられている（表Ⅲ－２－27 参照)。また、財政政策が経済に与える影響について、景気要因と裁量的政策要因を区分して考慮できるよう、財政収支を表わす純借入の中期見通しの前年度予算からの変更を、循環的な要因（自動安定化装置）と政策スタンスの変更に分けて示している（表Ⅳ－２－28 参照)。

表Ⅳ－２－27　英国の様々な補完的指標[1]（中心指標を含む）

（対ＧＤＰ比）

	Outturns		Estimate	Projections				
	1998-99	1999-00	2000-01	2001-02	2002-03	2003-04	2004-05	2005-06
Fairness and Prudence								
Surplus on current budget	0.8	2.1	2.4	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8
Average Surplus since 1999-2000		2.1	2.3	2.1	1.9	1.7	1.5	1.4
Cyclically-adjusted surplus on current budget	0.5	1.9	2.1	1.4	1.1	0.6	0.7	0.7
Long-term sustainability								
Public sector net debt[2]	39.7	36.8	31.8	30.3	29.6	29.7	29.9	30.0
Net Worth[2]	12.2	17.4	18.8	21.3	21.6	21.4	21.0	20.4
Primary balance	3.3	4.2	4.0	2.5	1.7	0.8	0.7	0.6
Economic impact								
Net investment	0.5	0.4	0.8	1.1	1.5	1.7	1.8	1.8
Public sector net borrowing(PNSB)	-0.3	-1.8	-1.7	-0.6	0.1	0.9	1.0	1.0
Cyclically-adjusted PNSB	0.0	-1.6	-1.4	-0.3	0.3	1.1	1.1	1.1
Financing								
Central government net cash requirement	-0.5	-1.0	-3.5	0.0	0.5	1.5	1.4	1.4
European commitments								
Treaty deficit[3]	-0.7	-1.7	-1.7	-0.5	0.1	0.9	0.9	1.0
Treaty debt ratio[4]	46.8	43.7	40.6	37.6	36.1	35.7	35.6	35.6
Memo:Output Gap	0.4	0.2	0.6	0.5	0.3	0.2	0.1	0.0

1.Excluding windfall tax reciepts and associated spending　2.Including windfall tax reciepts and associated spending
3.General government net borrowing.The Treaty definition includes windfall tax reciepts and associated spending
4.General government gross debt

(出所)Treasury,“Financial Statement and Budget Report　2001”により作成

表Ⅳ－２－28　英国の財政収支中期見通しの前年度からの変更について分析する表

	Percentage points of GDP				
	Estimate	Projections			
	2000-01	2001-02	2002-03	2003-04	2004-05
Budget policy decisions	0.0	0.4	0.3	0.4	0.3
＋					
PBR/SR2000 mesuares	0.2	0.3	0.4	0.4	0.4
＋					
non-discretionary factors	-1.1	-0.7	-0.8	-0.7	-0.8
＝					
CHANGE IN FISCAL STANCE	-0.9	0.0	-0.1	0.0	-0.1
＋					
automatic stabilisers	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1
＝					
OVERALL FISCAL IMPACT	-1.0	-0.1	-0.2	-0.1	-0.2

(出所)Treasury,“The Economic and Fiscal Starategy Report 2001”

＜我が国の現状＞

我が国の財政運営上、重要な政策指標として取扱われる収支尻のうち中心となるもの（以下、中心指標と呼ぶ）は、中央政府の「一般会計」の収支尻である。特別会計を併せた歳出・歳入の純計は示されるが、純計には公債金収入・費用等の資本的収入・支出が含まれており、それらを除いた収支尻は明確に示されない[注54]。我が国の場合、特別会計や特殊法人が大きな財政活動を行っており、一般会計だけでは政府活動を包括的に捉えることはできない。

「一般会計」の収支尻を補完する指標としては、ＳＮＡベースの一般政府純借入（貯蓄投資差額）、プライマリーバランス、財政資金対民間収支が使用されている。ＳＮＡベースの一般政府純借入は、予算審議のための参考資料として国会に提出している「我が国の財政事情について」において、諸外国と財政事情を比較するために提示されている。プライマリーバランスは、2002 年１月に発表された「構造改革と経済財政の中期展望」において、「2010 年代初頭にプライマリーバランスを黒字化することが望まれる」という中長期の財政運営のあり方が示されている。財政資金対民間収支は、国の財政活動にともなう国庫金[注55] の受け払いが、

注54　予算の純計は、公債金収入等を含むため、歳入の方が歳出より多くなっている。

注55　国庫金の受け払いを示すものを「国庫収支」といい、その取引の相手先によって、①国庫内振替

通貨の増減を通じて民間経済活動にどのような影響を及ぼしているかを把握するために、活用されている。

（６）結果と予測（ＩＭＦコード 2.1.2、4.1.3）

＜ＩＭＦ等の要請＞

ＩＭＦマニュアルは、

ア．年次予算の予算文書には、予算年度に加えて過去２年間及び将来２年間の財政情報（歳出歳入総額、その主たる内訳等）を盛り込むこと［優良慣行］

イ．実績（見込み）を過去の予算と比較しその乖離を分析評価すること［基本要件］

ウ．将来５～10 年間の総合的な財政予測を提供すること　［最優良慣行］

を推奨する。

＜諸外国の取組み＞

各国は、予算年度以降３～10 年程度の歳入・歳出見通しを予算文書で提示しているが、それらは、前々年度、前年度[注56]の結果とともに示されている。こうした将来の歳入・歳出の見積もりは、各国とも、毎年、改訂されているが、英国、豪州、ＮＺでは、前年の予算における将来の歳入・歳出の見積もりが、新年度予算においてどのように変更されたのかを分析するための調整表（Reconciliation Table）を予算文書で公表している。米国では、行政予算管理局（ＯＭＢ）と議会予算局（ＣＢＯ）がそれぞれ別々に将来の歳入・歳出の見積もりを作成しているが、ＣＢＯは、現行施策を前提とする歳出推計（ベースライン）が、前回からどのように変更したのかを分析する調整表を公表している[注57]。

豪州の調整表(表Ⅳ－２－29 参照)では、2000-01 年度予算の年央改訂における財政収支の見積りが、2000-01 年度予算編成時と比べてどう変化したのか、また、2001-02 年度の予算編成時の見積もりが 2000-01 年度予算の年央改訂と比べてどう変化したのかを、政策決定（Policy Decision）による影響、経済成長率や金利等の外的要因による影響にわけて示している。この表からは、財政収支の変動は、歳入、歳出、資本支出のどれが一番影響しているのか、さらにそれらの影響は、政策決定、外的要因のいずれが原因かということが一目でわかる。更に、新年度予算における歳出、歳入、純資本投資の見積もりの変更についても、同様の調整表

収支、②国庫対日銀収支、③国庫対民間収支に分類することができる。

注56　予算は前年実績が確定する前に公表される場合が多いので、前年結果というよりもむしろ前年結果見通しである。

注57　ＯＭＢは、年央報告書（Mid-session Review）では調整表を公表しているが、予算文書では調整表を公表していない。

が作成されている。

豪州の調整表の具体的な計数を見ると、2000-01 年度予算において、2000 年度から 2003 年度までの４年間の収支尻の合計は、合計 28,002（百万豪ドル）であったが、2001-02 予算においては、それは 5,741（百万豪ドル）まで低下している。豪州は、景気の循環を通じて平均的に財政収支を均衡させるという財政ルールを採用しているが、自己評価書の中で、景気の循環は非常に変動的であり、将来の予測が難しいことを述べている。実際、収支尻の合計は１年で大きく変動しており、将来の予測の難しさを窺わせるものとなっている。

＜我が国の現状＞

我が国では、予算参照書は、所管省庁及び項・目等の別に、前年度当初予算と予算年度の予算額が示され、一部については、前々年度決算額、前年度予算額、予算年度予算額の対比が示されている。

租税及び印紙収入については、「租税及び印紙収入予算の説明」の「租税及び印紙収入予算額」（表Ⅳ－２－30 参照）において、予算年度予算額が前年度当初予算額からどのように変更されたのかを分析する調整表が公表されており、それでは、前年度当初予算額、前年度補正後予算額、税制改正前の収入見込み額、税制改正による増減収見込み額、予算年度予算額の順でその推移が説明されている。

中期的な財政見通しとしては、毎年、「財政の中期展望」(2002 年から「後年度歳出・歳入への影響試算」という名称に変更)が公表されているが、「財政の中期展望」は一定の経済指標に係る前提の下、当該年度予算の施策・制度を継続した場合の後年度歳出・歳入の影響を試算するものであり、過去の「財政の中期展望」と比較を行う性格のものではない。

表Ⅳ－２－29　豪州の調整表（Reconciliation Table）

百万豪ドル

	2000-01	2001-02	2002-03	2003-04
2000-01年度予算　収支尻	**5,436**	**1,072**	**7,610**	**13,884**
（ＧＤＰ比：％）	0.8	0.2	1	1.7
2000-01年度予算から年央改訂（ＭＹＦＥＯ）への変化				
政策決定の効果				
収　　入	88	-66	-294	-276
支　　出	596	321	254	297
ネットの資本投資	1	6	0	0
ネットの効果	-509	-393	-548	-573
経済成長率等の外的要因による効果				
収　　入	4,066	2,579	1,512	1,540
支　　出	970	166	1,709	2,100
ネットの資本投資	-384	-192	95	-78
ネットの効果	3,480	2,606	-292	-482
2000-01年度MYFEO 収支尻	**8,407**	**3,285**	**6,769**	**12,829**
（ＧＤＰ比：％）	1.2	0.5	0.9	1.6
ＭＹＦＥＯから2001-02年度予算への変化				
政策決定の効果				
収　　入	-164	-1,062	-1,664	-2,224
支　　出	1,467	2,767	3,303	4,569
ネットの資本投資	18	-136	-111	-33
ネットの効果	-1,649	-3,693	-4,856	-6,760
経済成長率等の外的要因による効果				
収　　入	3,564	-1,181	-2,922	-3,956
支　　出	3,238	-37	510	-31
ネットの資本投資	1,661	-720	27	-554
ネットの効果	-1,334	-424	3,459	-3,371
2001-02年度予算　収支尻	**5,424**	**-834**	**-1,546**	**2,697**
（ＧＤＰ比：％）	0.8	-0.1	-0.2	-0.3

（注）1. 収入におけるプラスの数字は財政収支の改善を、支出及びネット資本投資におけるプラスの数字は財政収支の悪化を示す。
2. 政策決定の効果にはネットの利払いの効果は含まれていない。

（出所）Treasury,“Budget Paper 2001-02 No.1”により作成

表Ⅳ－２－30　租税及び印紙収入予算額(2002年１月)

(単位　億円)

税目	平成13年度 当初予算額	平成13年度 補正後予算額	平成14年度 前年度予算額に対する現行法による増減(△)収見込額 対当初	平成14年度 前年度予算額に対する現行法による増減(△)収見込額 対補正後	平成14年度 現行法による収入見込額	平成14年度 税制改正による増減(△)収見込額	平成14年度 改正法による収入見込額(予算額)	平成14年度 前年度予算額に対する増減(△)収見込額 対当初	平成14年度 前年度予算額に対する増減(△)収見込額 対補正後
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)=(1)+(3) (2)+(4)	(6)	(7)=(5)+(6)	(8)=(7)－(1)	(9)=(7)－(2)
(一般会計)									
所得税 源泉分	156,570	152,010	△ 27,240	△ 22,680	129,330	?	129,330	△ 27,240	△ 22,680
所得税 申告分	29,150	29,150	△ 170	△ 170	28,980	?	28,980	△ 170	△ 170
所得税 計	185,720	181,160	△ 27,410	△ 22,850	158,310	?	158,310	△ 27,410	△ 22,850
法人税	118,390	111,930	△ 6,540	△ 80	111,850	△ 110	111,740	△ 6,650	△ 190
相続税	15,970	15,970	△ 640	△ 640	15,330	△ 30	15,300	△ 670	△ 670
地価税	10	10	0	0	10	?	10	0	0
消費税	101,290	101,290	△ 3,040	△ 3,040	98,250	?	98,250	△ 3,040	△ 3,040
酒税	18,230	18,230	△ 880	△ 880	17,350	?	17,350	△ 880	△ 880
たばこ税	8,810	8,810	△ 330	△ 330	8,480	?	8,480	△ 330	△ 330
揮発油税	21,210	21,210	130	130	21,340	?	21,340	130	130
石油ガス税	140	140	0	0	140	?	140	0	0
航空機燃料税	900	900	10	10	910	?	910	10	10
石油税	4,880	4,880	△ 80	△ 80	4,800	?	4,800	△ 80	△ 80
自動車重量税	8,440	8,440	△ 40	△ 40	8,400	?	8,400	△ 40	△ 40
関税	8,140	8,140	490	490	8,630	△ 30	8,600	460	460
とん税	90	90	0	0	90	?	90	0	0
印紙収入 収入印紙	11,580	11,580	△ 570	△ 570	11,010	?	11,010	△ 570	△ 570
印紙収入 現金収入	3,470	3,470	△ 10	△ 10	3,460	△ 30	3,430	△ 40	△ 40
印紙収入 計	15,050	15,050	△ 580	△ 580	14,470	△ 30	14,440	△ 610	△ 610
合計	507,270	496,250	△ 38,910	△ 27,890	468,360	△ 200	468,160	△ 39,910	△ 28,090
(交付税及び譲与税配布金特別会計)									
地方道路税	3,035	3,035	8	8	3,043	?	3,043	8	8
石油ガス税(譲与分)	140	140	0	0	140	?	140	0	0
航空機燃料税(譲与分)	164	164	1	1	165	?	165	1	1
自動車重量税(譲与分)	2,813	2,813	△ 13	△ 13	2,800	?	2,800	△ 13	△ 13
特別とん税	113	113	0	0	113	?	113	0	0
合計	6,265	6,265	△ 4	4	6,261	?	6,261	△ 4	△ 4
(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計)									
原油等関税	527	527	△ 147	△ 147	380	?	380	△ 147	△ 147
(電源開発促進対策特別会計)									
電源開発促進税	3,799	3,799	△ 32	△ 32	3,767	?	3,767	△ 32	△ 32
(道路整備特別会計)									
揮発油税	7,155	7,155	△ 53	△ 53	7,102	?	7,102	△ 53	△ 53
(国債整理基金特別会計)									
たばこ特別税	2,659	2,659	△ 101	△ 101	2,558	?	2,558	△ 101	△ 101
総計	527,675	516,655	△ 39,247	△ 28,227	488,428	△ 200	488,228	△ 39,447	△ 28,427

(出所)財務省「平成14年度租税及び印紙収入予算の説明」

（７）新規政策の明確化（ＩＭＦコード 3.1.4）

＜ＩＭＦ等の要請＞

ＩＭＦマニュアルは、

ア．新たに導入される租税政策や歳出の変更は、既存の政策と区別して、明確に説明されること　［優良慣行］

イ．全ての新規政策について、予想される財政効果（歳入・歳出増減額）が説明されること　［最優良慣行］

を推奨する。

＜諸外国の取組み＞

韓国を除く各国は、ＩＭＦコードの要件を満たしているが、中でも米国、英国、スウェーデン、豪州の４ヶ国は、新規政策や制度変更が財政収支に与える影響の中期見通しを、予算文書において公表している。ただし、４ヶ国が中期見通しを提示する政策の対象は異なっており、米国、スウェーデン、豪州は、歳入・歳出双方の政策であるのに対し、英国は、歳入政策中心となっている。

米国では、義務的経費と歳入について、新規政策を提案する場合、pay-as-you-go の原則により、既存政策を節約することが求められる。Pay-as-you-go の原則は、新規プログラムの導入を財政赤字に対して中立的にしようとしたものであり、新規政策が向こう５年間の財政収支に与える影響（歳入・歳出増減額）を試算した上で、仮にそれが単年度の収支を悪化させる場合、一律削減を行うものである。具体的には、ＯＭＢとＣＢＯはそれぞれ、年３回、新規政策の５ヶ年の歳入・歳出増減額を推計し、一律削減の可能性を検討するためのレポート(Sequestration Report)を作成する（具体的な例は、表Ⅳ－２－31 参照)。議会の予算審議終了後、最終のＯＭＢの報告を受け、もし pay-as-you-go の原則が守られていない場合、大統領は一律削減命令を出すことになる。なお、予算文書である大統領予算教書では、義務的経費と歳入の大統領提案（新規政策や制度変更）について、より長期である 10 ヶ年の歳入・歳出増減額の見通しが公表されている。

豪州の調整表（２（５）結果と予測を参照）では、前年の歳出・歳入の見積もりが、新年度予算においてどのように変更されたのかを、経済成長率等の外的要因による影響と政策決定（新規政策や制度変更）による影響に区分して示している。このうち、政策決定は、「予算書Ｎｏ．２（Budget Measures)」[注58] において、プログラム別に、４ヶ年の歳入・歳出増減額、

注58　豪州の予算文書は、No.１予算の戦略と見通し(Budget Strategy and Outlook)、No.２予算措置(Budget Measures)、No.３連邦財政関係(Federal Financial Relations)、No.４エージェンシーの原資(Agency Resourcing)の４部構成となっている。

プログラムの概略等が説明されている(BOXⅣ－２－７参照)。「予算書Ｎｏ．２」は、予算年度の新規政策と制度変更の説明のみで構成されており、豪州がその説明を重視していることが窺える。

英国では、「包括的歳出見直し」（ＣＳＲ）の際、省庁の３年間にわたる歳出総額を決めており、毎年の予算編成では省庁別の歳出額を原則として見直さない。英国は、米国、豪州と同様に新規政策が財政収支に与える中期見通しを「財政状況及び予算説明書」（ＦＳＢＲ）で提示しているが、新規政策の大半は、歳入側の税制改正の提案であり、歳出側は省庁別の歳出限度額に追加が必要となる施策だけとなっている。なお、省庁への歳出の追加割当は、政府が優先と考える分野に絞られており、2001年度予算では、教育、医療、犯罪・薬物阻止の３分野がその対象となっている。

表Ⅳ－２－31　米国の新規政策の歳入・歳出増減額を示す表

Report Number	Act Number	Act Title	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2000-2005
502	P.L.106-171	Electoronic Benefit Transfer Interoperability and Portability Act							
	S.1733	OMB estimate	0	1	1	1	1	1	5
		CBO estimate	0	1	1	1	1	1	5
503	P.L.106-176	Omnibus Parks Technical Corrections Act							
	H.R.149	OMB estimate	2	3	1	0	0	0	6
		CBO estimate	3	6	4	2	0	0	15
		.	.	.	.	.	.	.	
		.	.	.	.	.	.	.	
		.	.	.	.	.	.	.	
		.	.	.	.	.	.	.	
507	P.L.106-200	Trade and Development Act of 2000							
	H.R.434	OMB estimate	40	477	588	636	671	657	3,069
		CBO estimate	60	395	512	546	578	561	2,652
508	P.L.106-221	Wellton-Mohawk Transfer Act							
	S.356	OMB estimate	0	0	-2	0	0	0	-2
		CBO estimate	0	0	-2	0	0	0	-2
509	P.L.106-224	Agricultural Risk Protection Act of 2000							
	H.R.2559	OMB estimate	0	739	1,408	1,480	1,565	1,633	6,825
		CBO estimate	0	672	1,489	1,606	1,682	1,770	7,219

(出所)ＯＭＢ,“OMB SEQUESTRATION FINAL REPORT For Fiscal Yaer 2001”により作成

BOXⅣ－２－７　豪州の新規政策及び制度変更の説明の例（予算書Ｎｏ．２）

Reprioritising funding for the National Food Industry Strategy

Expenses ($m)

	2002-03	2003-04	2004-05	2005-06
Department of Agriculture, Fisheries and Forestry	-3.5	-5.8	-	-10.8

Explanation

The Government announced the $102.4 million, five year National Food Industry Strategy on 28 September 2001, which aims to ensure that the Australian food industry will continue to be a significant global player with a sustainable and profitable role in the global food production system.

This measure will offset elements of the cost of the strategy by reprioritising $9.3 million over 2002-03 and 2003-04 from the Agriculture — Advancing Australia FarmBis Programme. This reallocation will come from the uncommitted Commonwealth/State component of FarmBis and will not affect existing agreements with the States. The Department of Agriculture, Fisheries and Forestry is absorbing $22.6 million over 2005-06 and 2006-07 from within existing resources.

（出所）　Treasury, “Budget Paper 2002-03 No.2”

＜我が国の現状＞

我が国では、歳入・歳出面での主要な新規政策や制度変更は、「予算の説明」等の資料において、一定の範囲内で説明されている。また、新規の支出政策や租税政策が将来の（中期的フレームで）財政に与える効果・影響を分析する資料については、予算書等には、国庫債務負担行為等の後年度の負担額が確定するものを除いては、含まれていない。ただし、税制改正の初年度及び平年度ベースの増減収見込額は、「税制改正の要綱」において、説明されている。

（８）財政上のリスク（ＩＭＦコード 3.1.5）

＜ＩＭＦ等の要請＞

ＩＭＦマニュアルは、財政リスクとして、マクロ経済の予測を裏付ける主要な前提（ＧＤＰ成長率、金利等）の変動が与える財政効果、偶発債務、特定の歳出約束に係る不確定性等を挙げ、これらを認識し、可能な限り数値化して予算文書に盛り込むべきことを推奨する。

［最優良慣行］

マクロ経済の予測を裏付ける主要な前提の変動が与える財政効果を分析する手法として、代替シナリオ(Alternative scenario)や感応度分析（sensitivity analysis）が存在する。代替シナリオとは、３つ程度のシナリオ(悲観的、基本、楽観的)を想定して、それぞれのシナリオで、マクロ経済指標の変数を仮定し、歳入総額、歳出総額、財政収支等を推計するものである。また、感応度分析とは、例えば物価が 1%上昇した場合に、歳出総額はいくら増えるかといったように、マクロ経済指標の変数が変化した場合の財政に与える影響を示すものである。

＜諸外国の取組み＞

韓国以外の全ての国で、財政リスクに関する記述が予算文書に含まれている。ただし、記述されるリスクの範疇は異なっており、豪州、ＮＺは、ＩＭＦマニュアルが例示する財政上のリスクを網羅しているのに対し、その他の国では、偶発債務、代替シナリオや感応度分析は含まれるものの、特定の歳出約束に係る不確実性等については、明らかにされていない。

財政上のリスクを網羅している豪州、ＮＺについて、ＮＺを例として説明する。ＮＺでは、予算文書である「経済・財政見通し」において、財政上のリスクが説明されている。「経済・財政見通し」の第４章は、リスクとシナリオ（Risks and Scenarios）であり、代替シナリオや感応度分析が示されている。第５章は、特定の財政リスク（Specific Fiscal Risks）であり、偶発債務やその他の財政リスクが示されている。第４章は、代替シナリオ→財政シナリオ→感応度分析といった３段階構成（表Ⅳ－２－32～35 参照）で、順序立って説明されており、理解しやすいよう工夫されている。第５章では、偶発債務と特定の財政リスクについて、数値化できるものとできないものを区別して公表している。また、特定の財政リスクについては、それぞれのリスクが、運営収支、純債務、純価値に与える影響について、増加させるものか、減少させるものか、不明瞭かを明らかにしている(表Ⅳ－２－36 参照)。

表Ⅳ－２－32　ＮＺの「リスクとシナリオ」の概略

項　　目	内　　容
1.代替シナリオ (Alternative scenario) *表Ⅳ－２－28 参照	通常の見通し、弱い世界経済、強い国内需要の３シナリオで、ＧＤＰ成長率、失業率、消費者物価などのマクロ経済指標予測が示される。
2.財政シナリオ (Fiscal scenario) *表Ⅳ－２－29 参照	１で推測されたマクロ経済予測を使った場合の運営収支と純債務の予測値が示される。
3.感応度分析 (Sensitivity analysis) *表Ⅳ－２－30 参照	新たなシナリオによる感応度分析。下記シナリオの場合の歳入、歳出、オペレーティング収支の変化幅が示される。 ・１%名目ＧＤＰ成長率が高かった場合 ・１%利子率が低かった場合

表Ⅳ－２－33　ＮＺの「代替シナリオ」の説明（抄）

	2000 Actual	2001 Forecast	2002 Forecast	2003 Forecast	2004 Forecast	2005 Forecast
Production ＧＤＰ(annual Average% Change, March years)						
Central Forecast	4.6	2.3	2.6	3.3	3.0	2.8
Weaker World Growth	4.6	2.3	1.8	3.0	3.6	3.0
Stronger Domestic Demand	4.6	2.3	3.2	3.2	2.7	2.7
Nominal Expenditure ＧＤＰ (Annual average% change, March years)						
Central Forecast	4.4	5.5	4.5	5.0	4.8	4.2
Weaker World Growth	4.4	5.5	2.6	4.2	5.3	4.1
Stronger Domestic Demand	4.4	5.5	5.2	5.4	5.0	4.4
Operating Balance ($billion,June years)						
Central Forecast	1.4	0.6	1.4	2.4	3.1	3.7
Weaker World Growth	1.4	0.4	0.5	1.2	1.8	2.3
Stronger Domestic Demand	1.4	0.6	1.7	2.9	3.7	4.4

(出所)　Treasury, “ Economic and Fiscal Update 2001 ”

表Ⅳ－２－34　ＮＺの「財政シナリオ」の説明（抄）

$billion June years	2000	2001	2002	2003	2004	2005
Operating Balance						
Central Forecast	1.4	0.6	1.4	2.4	3.1	3.7
Weaker World Growth	1.4	0.4	0.5	1.2	1.8	2.3
Stronger Domestic Demand	1.4	0.6	1.7	2.9	3.7	4.4
Net Debt						
Central Forecast	21.4	20.4	21.5	22.0	23.2	24.3
Weaker World Growth	21.4	20.5	22.4	24.2	26.7	29.1
Stronger Domestic Demand	21.4	20.3	21.0	21.1	21.7	22.0
%ＧＤＰ June Years						
Operating Balance						
Central Forecast	1.4	0.6	1.2	2.0	2.4	2.7
Weaker World Growth	1.4	0.4	0.5	1.0	1.4	1.7
Stronger Domestic Demand	1.4	0.5	1.5	2.3	2.8	3.2
Net Debt						
Central Forecast	20.0	18.1	18.3	17.8	18.0	18.0
Weaker World Growth	20.0	18.2	19.5	20.1	21.1	22.1
Stronger Domestic Demand	20.0	18.0	17.7	16.9	16.6	16.1

(出所)　Treasury, “ Economic and Fiscal Update 2001 ”

表Ⅳ－２－35　ＮＺの「感応度分析」の説明（抄）

($ million)June years	2002 Forecast	2003 Forecast	2004 Forecast	2005 Forecast
1% Higher Nominal ＧＤＰ Growth per annum				
Tax Revenue	380	810	1,280	1,780
Expenses(mainly debt servicing)	10	50	130	210
Impact on the Operating Balance	**390**	**860**	**1,410**	**1,990**
Revenue Impact of a 1% Increase in the Growth Rate of:				
Wages and salaries	160	340	540	750
Taxable business profits	70	170	280	400
One Percentage Point Lower Interest Rates				
Interest income	(40)	(50)	(60)	(60)
Expense	100	160	230	270
Impact on the Operating Balance	**60**	**110**	**170**	**210**

(注)括弧内は、マイナスを示す。

(出所)　Treasury, “ Economic and Fiscal Update 2001 ”

表Ⅳ－２－36　ＮＺの「特定の財政リスク」の説明

Risks as at 11 May 2001	Operating Balance	Net Debt	Net Worth	($ million)
Accident Insurance – Medical Misadventure Account	Increase	Decrease	Increase	Up to 14 in 2002/03, 14 in 2003/04 and 16 in 2004/05.
Accident Insurance – treatment cost review	Decrease	Increase	Decrease	-6 from 2001/02 and up to -11 in subsequent outyears.
Corrections – capital projects	Decrease	Increase	Decrease	-188 capital and -78 operating across the outyears.
Defence – capital injections	Decrease	Increase	Decrease	-1,000 over the next five years to ten years.
Defence – East Timor	Decrease	Increase	Decrease	-27 in 2002/03.
Economic Development – sale of spectrum licences	Increase	Decrease	Increase	14 when sale completed.
Education – Centres of Excellence	Decrease	Increase	Decrease	-20 capital.
Education – school property	Decrease	Increase	Decrease	-90 in 2001/02, -200 in 2002/03, -160 in 2003/04 and -175 in subsequent outyears for capital; and -2 in 2001/02, -11 in 2002/03, -21 in 2003/04 and -31 in 2004/05 for operating.
Inland Revenue – tax simplification	Decrease	Increase	Decrease	-5 to -20 operating.
Māori Trustee – payment of services	Decrease	N/A	Decrease	-34 one-off operating.
Transport – roading improvements	Decrease	Increase	Decrease	-250 per year.
Work and Income – review of information systems for international agreements	Decrease	Increase	Decrease	-10 to -15 one-off operating.

In the summary tables listing specific risks:

- negative numbers indicate a deterioration in the Crown's financial position
- "N/A" means no effect
- "Unclear" means insufficient information is available to determine the risk's effect.

（出所）　Treasury, "Economic and Fiscal Update 2001"

また、英国、豪州、ＮＺでは、それぞれ「財政安定化規律」、「予算公正憲章法」、「財政責任法」の条項の一つとして、特定の財政報告書において財政上のリスクを公開しなければならないことが規定されている。特に、ＮＺでは、最も詳細に規定されており、ＮＺの財政責任法第 11 条「将来の財政状況に影響を与えるかも知れない政策決定及び他の問題についての情報公開」では、例えば、ＮＺの安全保障や国防、または政府の国際関係を害する場合等、リスクの公開を必要としない特例についても規定されている。

＜我が国の現状＞

我が国においては、2001 年２月に公表された「財政の中期展望」において、「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」[注 59] の参考資料で見込まれている経済指標の前提に基づいた試算に加え、消費者物価上昇率の前提のみを１％上昇させた場合及び金利の前提のみを１％上昇させた場合の２つの試算を行っている。また、2002 年２月に公表された「平成 14 年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」においては、「構造改革と経済財政の中期展望」の記述に準拠して、異なる名目成長率の前提を置いて二通りの試算（BOXⅣ－２－８参照）を示している（名目経済成長率が 0.5%の場合と、名目経済成長率が 16 年度以降 2.5%（15 年度 1.25%）の場合）。これらは中期的視点に立った財政運営の検討の手掛りを示すことを目的として、予算審議の参考資料として従来より国会に提出されているものである。

偶発債務に関しては、債務保証契約、損失補償契約等については、毎年の契約限度額が予算上国会の統制の対象となっているほか、これらの決算ベースでの契約額は、国の債務に関する計算書において明らかにされている。また、予算文書ではないが、「国の貸借対照表(試案)」(2000、2001 年発表）では、「その他の説明事項」として偶発債務が取り上げられており、保証債務及び損失補償債務負担額、係争中の訴訟等での損害賠償等の請求額等が明らかにされている（表Ⅳ－２－37 参照)。

以上まとめると、我が国の予算文書では、「特定の財政リスク」を除く財政上のリスクについては、必ずしもＩＭＦの求める分類で整理されているわけではないもののかなりの程度説明されている。

注 59 平成 11 年７月、経済審議会

BOXⅣ－２－８　「平成１４年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」（2002年２月）における２種類の試算の提示

（本試算は、15年度以降、前提となる経済指標を「構造改革と経済財政の中期展望」（平成14年1月閣議決定）の記述に基づき仮置きした上で、平成14年度予算における制度・施策を前提とした後年度負担額推計等に基づき、平成14年度予算が平成17年度までの歳出・歳入に与える影響を試算したものである。本試算は将来の予算編成を拘束するものではなく、ここに計上された計数は試算の前提等に応じ変化するものである。）

［試算１］　（名目経済成長率0.5%を前提）

（単位：兆円、%）

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
歳出	国債費	17.2	(▲2.9) 16.7	(3.8) 17.3	(7.3) 18.6	(3.5) 19.2
	地方交付税等	16.8	(1.1) 17.0	(12.7) 19.2	(8.7) 20.8	(4.5) 21.8
	一般歳出	48.7	(▲2.3) 47.5	(3.1) 49.0	(3.8) 50.9	(1.1) 51.4
	社会保障関係費	17.6	(3.8) 18.3	(4.8) 19.2	(5.8) 20.3	(5.5) 21.4
	公共事業関係費	9.4	(▲10.7) 8.4	(0.0) 8.4	(5.8) 8.9	(▲0.3) 8.9
	その他	21.6	(▲3.5) 20.8	(2.8) 21.4	(1.3) 21.7	(▲2.5) 21.2
	計	82.7	(▲1.7) 81.2	(5.3) 85.5	(5.6) 90.3	(2.4) 92.4

（単位：兆円、%）

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
税収等	税収	50.7	(▲7.7) 46.8	(▲0.9) 46.4	(▲0.7) 46.1	(0.0) 46.1
	その他収入	3.6	(22.4) 4.4	(▲21.1) 3.5	(28.3) 4.5	(▲3.1) 4.3
	計	54.3	(▲5.7) 51.2	(▲2.6) 49.9	(1.3) 50.5	(▲0.3) 50.4

（単位：兆円、%）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
差額	28.3	(5.9) 30.0	(18.7) 35.6	(11.6) 39.8	(5.7) 42.0

（注）1.　経済指標
試算の前提となる経済指標につき以下を仮置きした。

	15年度	16年度以降
実質経済成長率	0.5%	0.5%
消費者物価指数	0.0%	0.0%
名目経済成長率	0.5%	0.5%

2.　（　）書は対前年度伸率。
3.　13年度は当初予算額。
4.　平成16年度以降、NTT無利子貸付(Bタイプ)につき、一般歳出には償還時補助金を計上、国債費には産業投資特別会計受入金相当額を計上、その他収入には産業投資特別会計受入金を計上。

［試　算　２］　（名目経済成長率15年度１．25%、16年度以降２．5%を前提）

（単位：兆円、%）

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
歳出	国債費	17．2	（▲2．9） 16．7	（3．8） 17．3	（7．2） 18．5	（3．3） 19．2
	地方交付税等	16．8	（1．1） 17．0	（12．4） 19．1	（7．9） 20．6	（3．7） 21．4
	一般歳出	48．7	（▲2．3） 47．5	（3．1） 49．0	（3．9） 51．0	（1．2） 51．6
	社会保障関係費	17．6	（3．8） 18．3	（4．8） 19．2	（5．8） 20．3	（5．5） 21．4
	公共事業関係費	9．4	（▲10．7） 8．4	（0．0） 8．4	（5．8） 8．9	（▲0．3） 8．9
	その他	21．6	（▲3．5） 20．8	（3．0） 21．5	（1．5） 21．8	（▲2．2） 21．3
	計	82．7	（▲1．7） 81．2	（5．2） 85．5	（5．5） 90．1	（2．2） 92．1

（単位：兆円、%）

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
税収等	税収	50．7	（▲7．7） 46．8	（▲0．1） 46．8	（1．5） 47．5	（2，2） 48．5
	その他収入	3．6	（22．4） 4．4	（▲20．9） 3．5	（29．0） 4．5	（▲2．5） 4．4
	計	54．3	（▲5．7） 51．2	（▲1．9） 50．3	（3．4） 52．0	（1．8） 52．9

（単位：兆円、%）

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
差額	28．3	（5．9） 30．0	（17．3） 35．2	（8．5） 38．2	（2．8） 39．2

（注）1．経済指標の前提
試算の前提となる経済指標につき以下を仮置きした。

	15年度	16年度以降
実質経済成長率	0．75%	1．5%
消費者物価指数	0．50%	1．0%
名目経済成長率	1．25%	2．5%

2．（　）書は対前年度伸率。
3．13年度は当初予算額。
4．平成16年度以降、NTT無利子貸付(Bタイプ)につき、一般歳出には償還時補助金を計上、国債費には産業投資特別会計受入金相当額を計上、その他収入には産業投資特別会計受入金を計上。

〔　算　出　要　領　〕

国債費：金利を仮置き（10年国債金利　2．0%）し、差額は全て公債金で賄われると仮定して推計。

地方交付税等：地方交付税（法定率分（名目経済成長率×弾性値１．2等を用いて推計）＋特例措置分）＋地方特例交付金を用いて推計。

一般歳出：14年度予算における制度・施策を前提とした後年度負担額推計。

税収：名目経済成長率×弾性値１．1等（14年度税制改正の影響等を調整）を用いて推計。

その他収入：名目経済成長率×弾性値１．0等を用いて推計。

（出所）財務省「予算の平成14年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」

表Ⅳ－２－37　「国の貸借対照表（試案）」（2001 年 9 月）における偶発債務の公表

（１）保障債務及び損失補償債務負担額（平成 11 年度末現在）

（単位：百万円）

事　　項		外　貨　額	円　貨　額
原子力事業者損失補償		—	1,648,000
中小企業債券の元利払保証		—	900,250
公営企業債券の元利払保証		—	15,831,210
日本政策投資銀行債券の元利払保証		—	20,000
国際協力銀行債券の元利払保証		—	25,000
道路債券の元利払保証		—	9,053,660
：	：	：	
：	：	：	
：	：	：	
日本政策投資銀行外貨債券等の元利払等保証		—	565,577
	百万ﾄﾞﾙ	1,750	185,762
	百万ﾎﾟﾝﾄﾞ	650	109,928
	百万ｽｲｽﾌﾗﾝ	910	58,321
	百万ﾄﾞｲﾂﾏﾙｸ	300	16,566
	百万円	—	195,000
国際協力銀行銀行外貨債券等の元利払等保証		—	1,249,960
	百万ﾄﾞﾙ	6,055	642,738
	百万ﾎﾟﾝﾄﾞ	550	93,016
	百万ｶﾅﾀﾞﾄﾞﾙ	350	25,522
	百万ﾄﾞｲﾂﾏﾙｸ	3,950	218,119
	百万ｽﾗﾝｽﾌﾗﾝ	3,500	54,495
	百万ﾕｰﾛ	500	51,070
	百万円	—	165,000
：	：	：	
：	：	：	
合　計		—	53,769,104
	百万ﾄﾞﾙ	19,575	2,077,885
	百万ﾌﾗﾝｽﾌﾗﾝ	9,100	141,687
	百万ｵﾗﾝﾀﾞｷﾞﾙﾀﾞｰ	300	13,905
	百万ｶﾅﾀﾞﾄﾞﾙ	1,170	85,316
	百万ﾎﾟﾝﾄﾞ	2,045	345,849
	百万ﾄﾞｲﾂﾏﾙｸ	6,630	366,108
	百万ｽｲｽﾌﾗﾝ	4,005	256,677
	百万ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞﾄﾞﾙ	100	5,313
	百万ﾕｰﾛ	1,700	173,638
	百万円	—	50,302,726

（注１）単位未満は切り捨て。

（注２）平成 10 年度末現在の「保証債務及び損失補償債務負担額」の合計は、52,885,653（百万円）である。詳細は「国の貸借対照表（試案）」（12 年 10 月、以下「10 年度版」）Ｐ14～15 の通り。

（２）係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの（1999 年度末現在）

（単位：百万円）

事件名	訴訟額
損害賠償請求事件（ハンセン病訴訟） （熊本地裁平成 10 年(ワ)第 764 号,平成 10 年(ワ)第 1000 号,平成 10 年(ワ)第 1282 号,平成 11 年(ワ)第 383 号,平成 11 年(ワ)第 649 号,平成 11 年(ワ)第 1004 号,平成 11 年(ワ)第 1429 号,平成 12 年(ワ)第 92 号）	32,315
尼崎大気汚染公害差止等請求事件 （神戸地裁昭和 63 年(ワ)第 2217 号,平成 7 年(ワ)第 1766 号）	12,100
法人税更正処分等取消請求事件 （最高裁平成 11 年(行ノ)第 58 号）	9,938
損害賠償請求事件（ハンセン病訴訟） （東京地裁平成 11 年(ワ)第 6590 号,平成 11 年(ワ)第 15174 号,平成 11 年(ワ)第 25537 号,平成 12 年(ワ)第 2627 号）	8,855
名古屋南部大気汚染公害差止等請求事件 （名古屋地裁平成元年(ワ)第 913 号,平成 2 年(ワ)第 2989 号,平成 9 年(ワ)第 4856 号）	8,268
東京大気汚染公害差止等請求事件 （東京地裁平成 8 年(ワ)第 10131 号,平成 9 年(ワ)第 11018 号,平成 10 年(ワ)第 23720 号）	7,358
： ： ：	
合　計	138,738

（注１）訴訟の見込みに関わらず、全ての訴訟額を記載している。
（注２）訴訟額 10 億円以上の事件について、事件名を記載している。
（注３）平成 10 年度末現在の「係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている事件名及び訴訟額」の合計は、88,510（百万円）である。詳細は「10 年度版」P16 の通り。

（３）その他の主要な偶発債務（11 年度末現在）

名称等	概要等
被災者生活再建支援金支給事業	自然災害が起こり、被災世帯となった世帯主に対し、都道府県が支援金を支給すると、国は政令で定めるところにより、その支援金の費用の一部を負担する義務が生じる。
災害救助費負担金	災害が起こり、必要な救助を行うための費用を都道府県が支弁すると、国は政令で定めるところにより、その救助費の一部を負担する義務が生じる。
災害弔慰費等負担金	自然災害により死亡した住民の遺族に対し市町村（特別区を含む）が災害弔慰金を支給すると、国はその弔慰金の費用の一部を負担する義務が生じる。
公共土木施設災害復旧事業費	災害により施設が被災すると、その被災した施設を原形に復旧する、又は代わるべき必要な施設の工事を施行する事業について、国はその事業費の一部を負担する義務が生じる。
支払再保険金	地震等の災害が起こると、国に支払義務が生じる（１回の地震等の災害により国が支払うべき再保険金の限度額は３兆４，８９１．３億円である）

（注）平成 10 年度末現在の「その他の主要な偶発債務」は、「10 年度版」Ｐ16 の通り。

(出所)　財政事情の説明手法に関する勉強会「国の貸借対照表（試案）11 年度版」